第 13 次労働災害防止計画

総　括

令和５年４月

名古屋東労働基準監督署

第１　計画と進捗状況等

１　第 13 次労働災害防止推進計画

（１）計画期間

2018 年から 2022 年までの５か年を計画期間とする。

（２）計画の目標

国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

① 2017 年に 1 名の方が労働災害で亡くなっていることから、死亡災害については、1 名以下に定着させる。

② 労働災害による休業 4 日以上の死傷者数（以下「死傷者数」という。）については、2017 年(679 名)と比較して、2022 年までに 10%以上減少（610 名以下）させる。

③ 重点とする業種や事故の型等に係る目標は以下のとおりとする。

ア 製造業のはさまれ・巻き込まれ災害及び建設業の墜落・転落災害による死傷者数については、2017 年と比較して、2022 年までにそれぞれ 10%以上減少させる。

イ 全産業における転倒災害による死傷者数については、2017 年と比較して、減少させ、毎年前年を下回る。

ウ 陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設及び飲食店については、死傷者数を 2017 年と比較して、2022 年までに５%以上減少させる。

２　第 13 次労働災害防止推進計画における労働災害の発生状況

（１）死亡災害の発生状況

第 13 次労働災害防止推進計画（以下「13 次防」）の目標であった、死亡者数 1 人/年を下回ることについては、2020 年のみ達成し、最終年である 2022 年の死亡者数は 2 人であった。13 次防期間中の死亡者数は 13 件と 12 次防期間中の 20 件と比較すると大幅に減少している。こうした状況から、死亡者数は、年ごとの増減はあるものの、長期的に減少している。

なお、昨今の課題である、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ感染症」という。）による死亡者数は 2020 年に１人となっている。

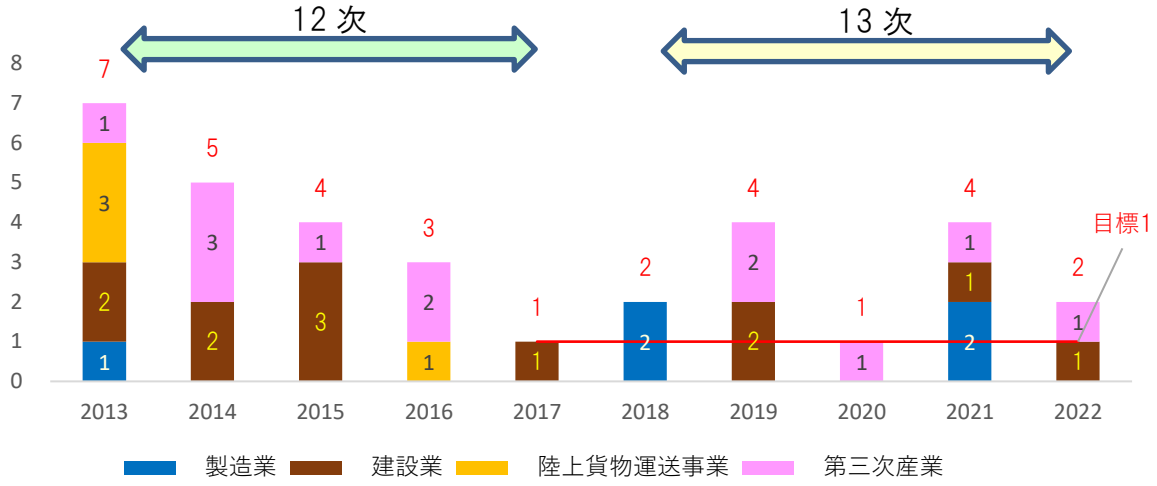

（2）製造業及び建設業の死亡者数

上記（1）のとおり死亡者数は長期的には減少傾向にある。重点業種である製造業は 12 次防期間中の 1 件に対し、13 次防期間中は 4 件と増加した。4 件の内訳として 2018 年に交通事故 2 件、2021 年にはさまれ災害、倒壊災害が発生した。

建設業においては 12 次防期間中の 8 件から 4 件と半減した。4 件の内訳として墜落災害 3 件、交通事故 1 件。依然として墜落災害による死亡が発生している。いずれの業種も、従前からの類型的災害がいまだ継続して発生している状況であることから、重篤な労働災害の防止は、なお重要な課題である。

（3）死傷災害の発生状況

ア 新型コロナウイルス感染症含めた状況

13 次防の目標として死傷者数については、2017 年(679 名)と比較して、令和 2022 年までに 10%以上減少させ、610 人以下目指すこととしていたが、計画期間全体を通じて増加傾向が続き、2022 年で 1,605 人となった。

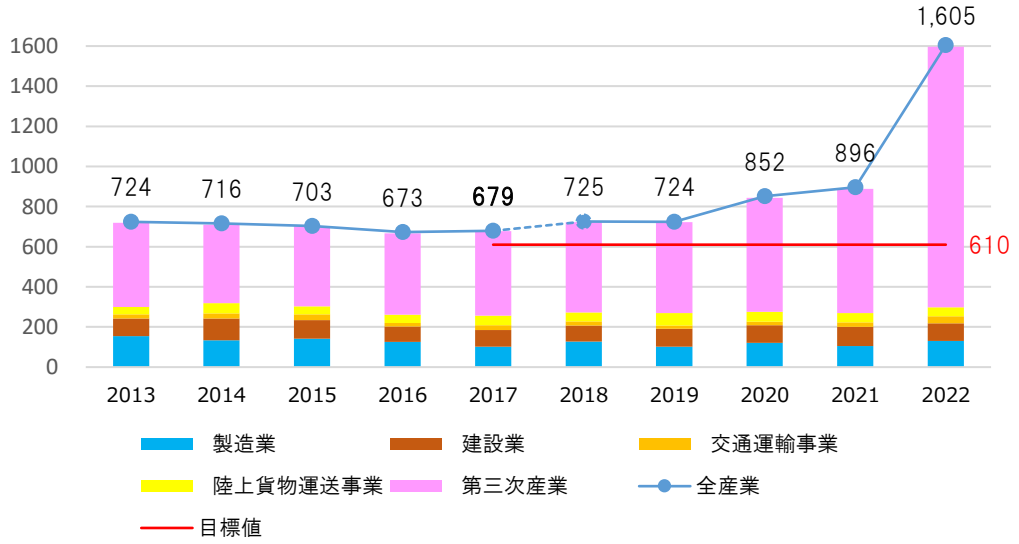

新型コロナウイルス感染症による疾病件数は 2020 年 44 件（うち死亡 1 件）、2021 年 101 件、2022 年 787 件であった。り患した感染者等を看護、介護する医療保健業、社会福祉施設において多発した。また、り患した労働者からのクラスターも多発した。

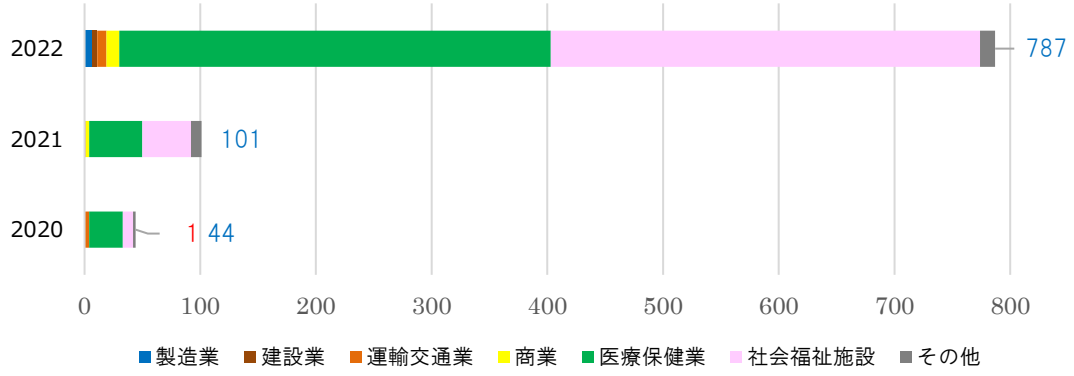

イ 新型コロナウイルス感染症を除いた状況

新型コロナウイルス感染症による疾病を差し引いても 2022 年までに全産業では 20.5%以上増加し、製造業 21.6%、第三次産業 25.5%増加した。減少したのは陸上貨物運送事業のみで 6.3%減少し目標を達成した。

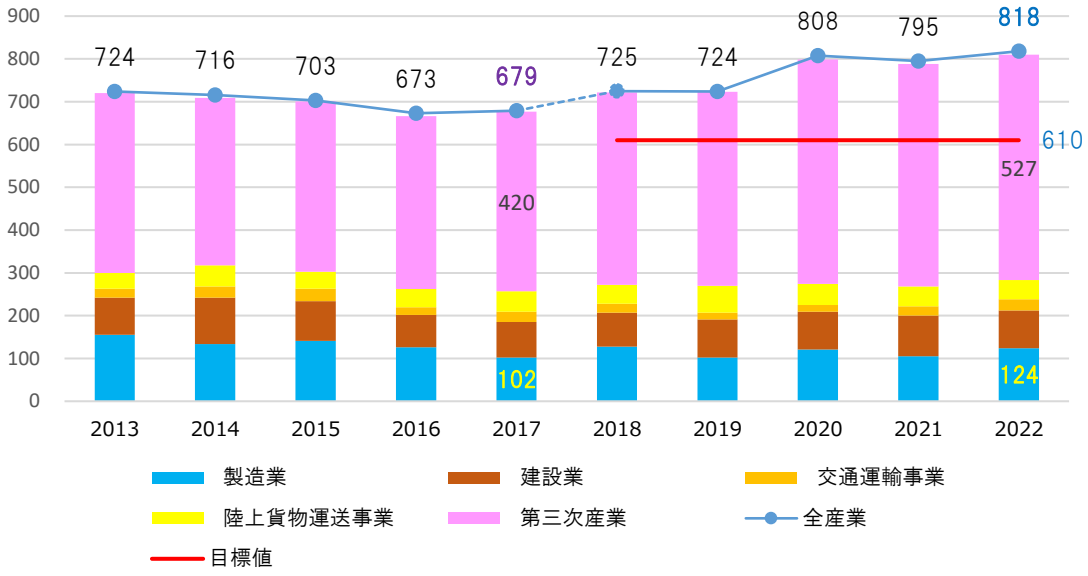

（4）製造業のはさまれ・巻き込まれ災害による死傷者数

製造業のはさまれ・巻き込まれ災害による死傷者数を 2017 年（28 件）と比較して 2022 年までに 10%以上減少させ、25 件以下を目指すこととしていたが、2022 年は 1 件減少したが目標は達成しなかった。

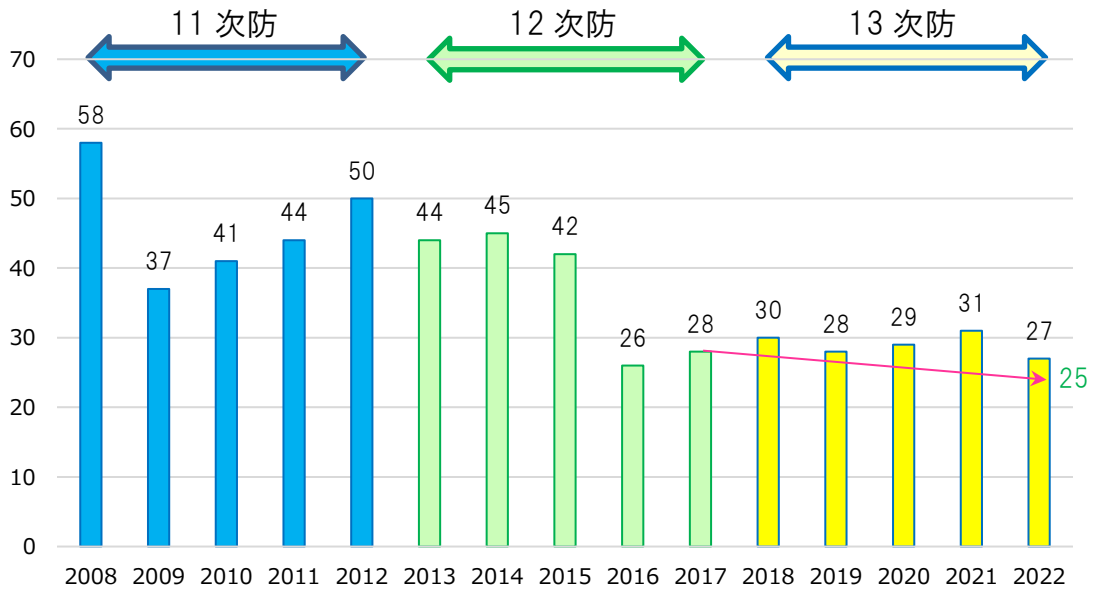

製造業のはさまれ・巻き込まれ災害は単年でみると増減を繰り返しているが、11 次防期間中 230 件、12 次防期間中 185 件、13 次防期間中 146 件と減少傾向にある。しかしながら、2021 年に食料品製造業において、はさまれ災害により死亡災害が発生した。

（5）建設業の墜落・転落災害による死傷者数

建設業の墜落・転落災害による死傷者数については、2017 年（29 件）と比較して、2022 年までに 10%以上減少させ、26 件以下を目指すこととしていたが、2020 年より増加傾向となり 2022 年は 33 件（うち死亡 1 件）と 13.8%増加し、目標は達成しなかった。

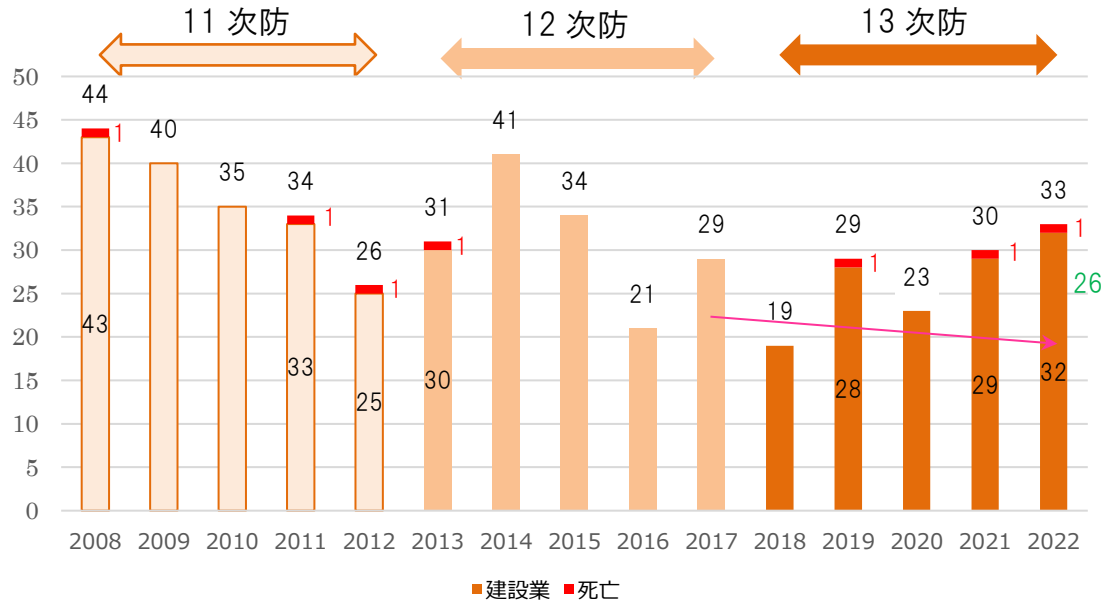

13 次防期間中の墜落による死亡災害は、通路、屋根、はしごを起因とするもので３件発生し、いずれも十分な墜落等防止措置がとられていなかった。

⑹ 陸上貨物運送事業における死傷者数

陸上貨物運送事業における死傷者数については、2017 年（48 件）と比較して 2022 年までに、5%以上減少させ、45 件以下を目指した。2019 年に一旦増加したが、翌年からは減少傾向となり 2022 年は 45 件と目標を達成した。

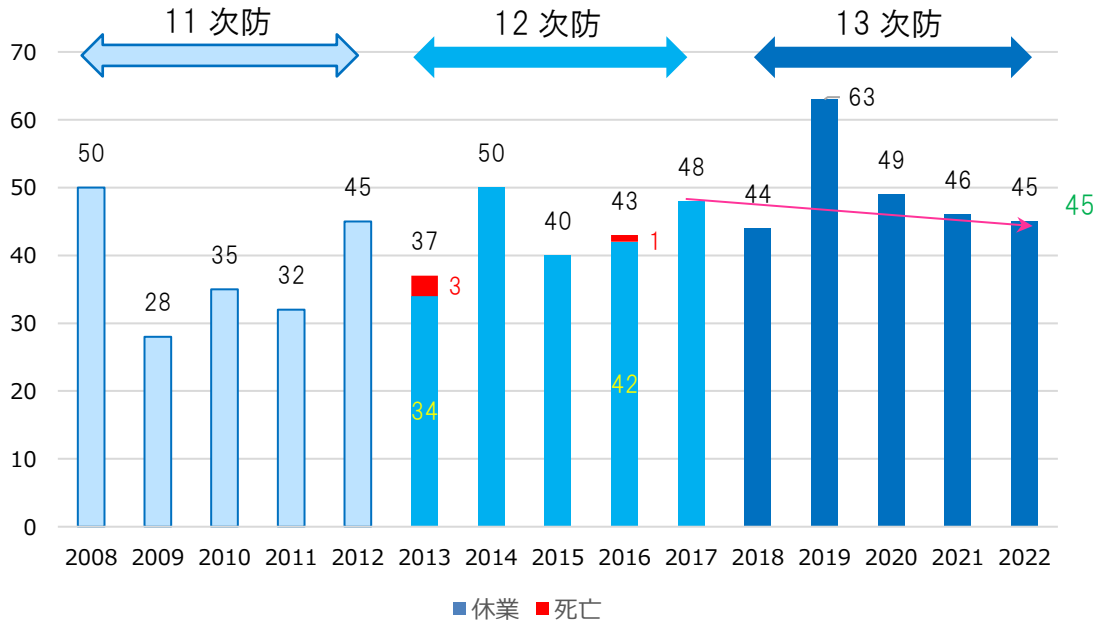

11 次防から 13 次防の死傷者数を期間毎でみると、11 次防 190 件、12 次防 217 件、13 次防 247 件と増加傾向にある。事故の型別でみると従来、「墜落等」によるものが多かったが、「転倒」、「動作の反動等」、「激突」の占める割合が高くなってきている。

件数 (%)	墜落等	転倒	動作の反動等	激突	はさまれ等	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	高温物等との接触	交通事故	その他	合計
11次防	51 26.8%	27 14.2%	18 9.5%	15 7.9%	29 15.3%	22 11.6%	5 2.6%	4 2.1%	3 1.6%	13 6.8%	3 1.6%	190
12次防	68 31.3%	42 19.4%	24 11.1%	15 6.9%	18 8.3%	10 4.6%	5 2.3%	16 7.4%	3 1.4%	13 6.0%	3 1.4%	217
13次防	50 20.2%	50 20.2%	35 14.2%	34 13.8%	24 9.7%	8 3.2%	5 2.0%	17 6.9%	5 2.0%	13 5.3%	6 2.4%	247

(7) 第三次産業（小売業・社会福祉施設・飲食店）における死傷者数

小売業、社会福祉施設及び飲食店における死傷者数については、2017 年と比較して 2022 年までに 5%以上減少させることとしていたが、いずれの業種も増加した。2020 年から社会福祉施設は新型コロナウイルス感染症による疾病により著しく増加した。

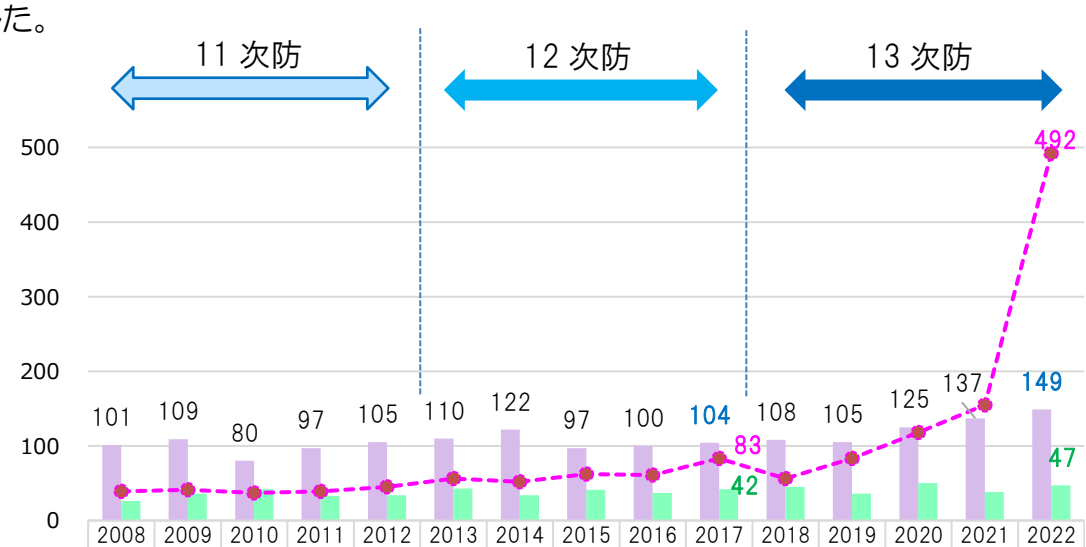

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
小売業	101	109	80	97	105	110	122	97	100	104	108	105	125	137	149
飲食店	26	36	42	33	34	43	34	41	37	42	45	36	50	38	47
社会福祉施設	39	41	37	39	45	56	52	62	61	83	56	83	118	155	492

新型コロナウイルス感染症による疾病を除いても、死傷者数は増加傾向にある。

小売業　　2017 年（104 件）→ 2022 年（139 件、+33.7%）
社会福祉施設　2017 年（83 件）→ 2022 年（121 件、+45.8%）
飲食店　　2017 年（42 件）→ 2022 年（47 件、+11.9%）

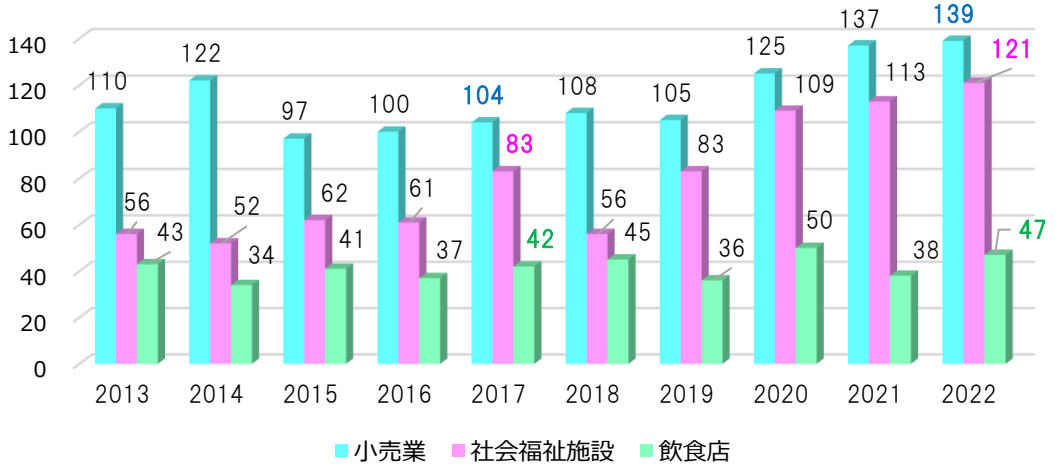

11 次防～13 次防の各期間中の小売業、社会福祉施設及び飲食店の死傷者数を各期間中の合計でみると、いずれの業種においても災害の減少傾向がみられない。

事故の型別でみると、いずれの業種も「転倒」によるものが最も多く、社会福祉施設では「動作の反動等」が次いで多発し、飲食店においては手工具などによる「切れ等」の災害も多い。

		期間中の合計		墜落等		転倒		激突		飛来等		崩壊等	
小売業	11次防	492	(0)	84	17.1	137	27.8	25	5.1	21	4.3	3	0.6
	12次防	533	(1)	74	13.9	190	35.6	23	4.3	22	4.1	4	0.8
	13次防	624	(2)	62	9.9	247	39.6	37	5.9	22	3.5	7	1.1
社会福祉施設	11次防	201	(0)	17	8.5	51	25.4	13	6.5	6	3.0	0	0.0
	12次防	314	(0)	24	7.6	89	28.3	12	3.8	0	0.0	2	0.6
	13次防	482	(0)	32	6.6	153	31.7	44	9.1	0	0.0	2	0.4
飲食店	11次防	171	(0)	16	9.4	47	27.5	4	2.3	1	0.6	2	1.2
	12次防	197	(0)	9	4.6	53	26.9	6	3.0	4	2.0	2	1.0
	13次防	218	(0)	18	8.3	53	24.3	20	9.2	5	2.3	0	0.0

死傷者数（ ）死亡で内数　　(%)

		激突され		挟まれ等		切れ等		高温物等との接触		交通事故		動作の反動	
小売業	11次防	13	2.6	24	4.9	45	9.1	10	2.0	77	15.7	49	10.0
	12次防	18	3.4	26	4.9	40	7.5	13	2.4	55	10.3	61	11.4
	13次防	14	2.2	37	5.9	45	7.2	14	2.2	39	6.3	79	12.7
社会福祉施設	11次防	3	1.5	4	2.0	7	3.5	0	0.0	9	4.5	71	35.3
	12次防	6	1.9	6	1.9	7	2.2	3	1.0	16	5.1	124	39.5
	13次防	24	5.0	11	2.3	11	2.3	5	1.0	18	3.7	152	31.5
飲食店	11次防	2	1.2	14	8.2	30	17.5	36	21.1	7	4.1	6	3.5
	12次防	2	1.0	11	5.6	59	29.9	27	13.7	5	2.5	13	6.6
	13次防	6	2.8	11	5.0	50	22.9	24	11.0	15	6.9	12	5.5

＊13次防はcovid-19を除いた件数

(8) 転倒災害による死傷者数

全産業における転倒災害に係る死傷者数は、2017 年において 21.6%を占めていたが 2022 年においては約 6 ポイント増え 27.0%となった。11 次防～13 次防の各期間の合計でみると、件数及びその発生割合は増加傾向にある。

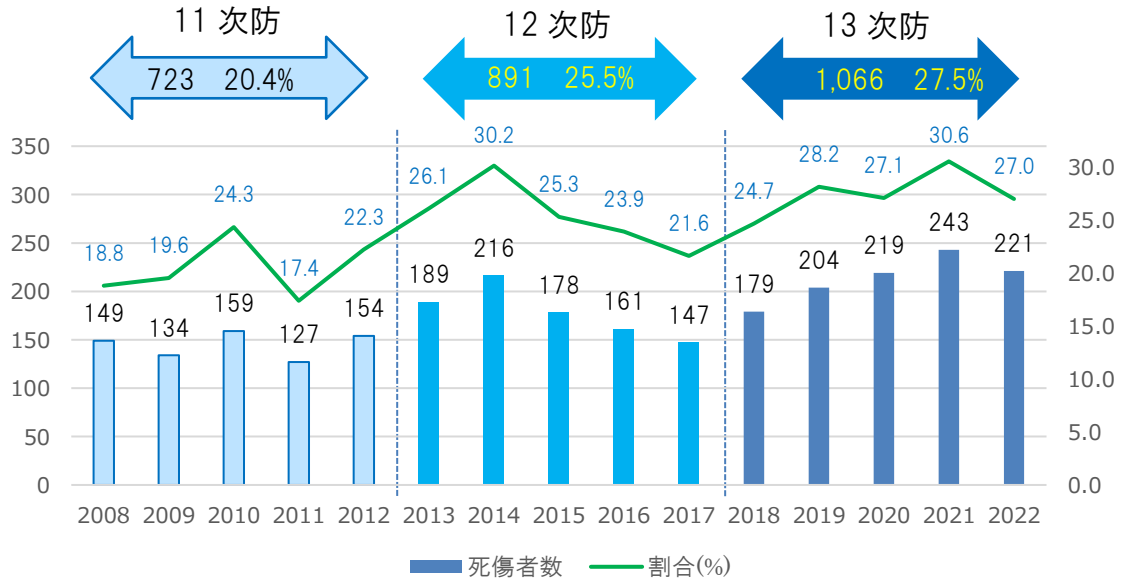

３　その他の労働災害発生状況

(1) 派遣労働者

派遣労働者の死傷者数は 2008 年のリーマンショック翌年から一旦減少したが、その後、増減を繰り返し 2019 年から増加傾向にある。2022 年においては保健衛生業、とりわけ社会福祉施設での新型コロナウイルス感染症にり患したことにより著しく災害が増加した。新型コロナウイルス感染症分を除いても増加傾向にある。

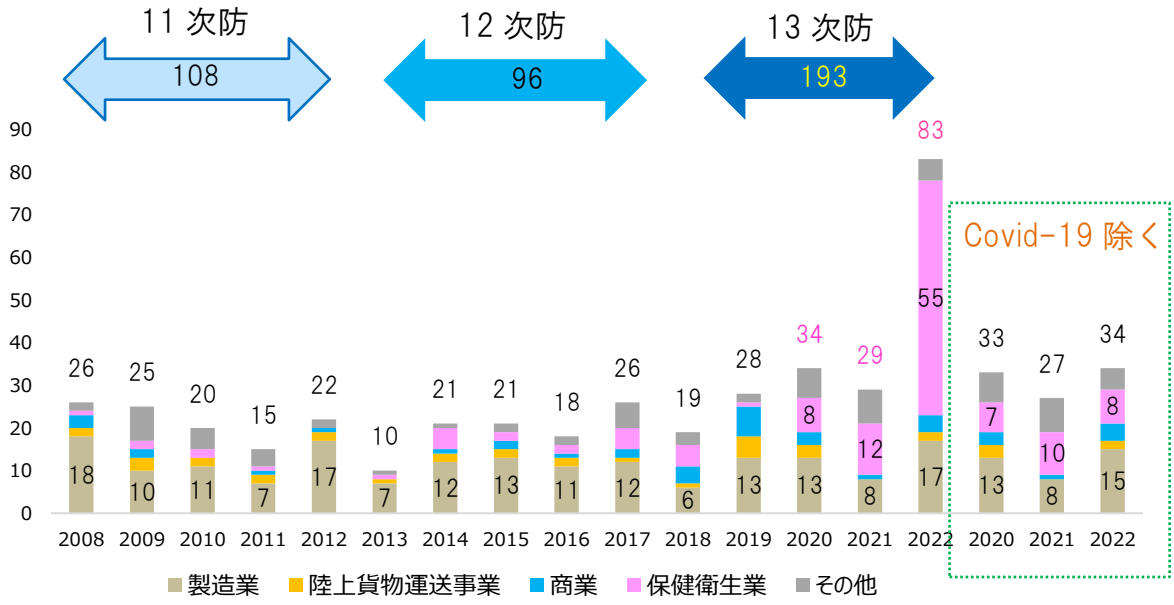

2022 年においての派遣先の業種別での割合は、製造業が 44.1%、社会福祉施設の 23.5%が突出しており、同 2 業種で全体の 67.6%を占めている。

(2) 外国人労働者

ア　外国人労働者の死傷者数の推移

外国人労働者の死傷者数については 2013 年まで横ばいであったが、2013 年から長期的な増加傾向に転じている。例外的に減少を見せた年もあったが、確たる傾向としての継続的減少は認められない。

また、社会福祉施設において 9 名が新型コロナウイルス感染症にり患した。

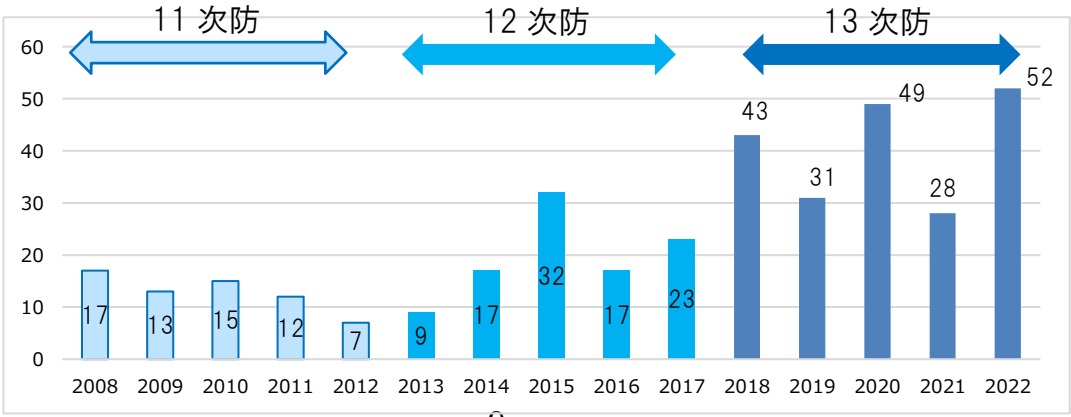

イ　業種別の外国人労働者の死傷者数の割合

13 次防期間中の死傷者数(203 件)を業種別でみると製造業(35%)、建設業(27%)、社会福祉施設(22%)が全体の８割を占めている。

国籍別でみると、中国(56 件,27.6%)ベトナム(49 件,24.1%)、フィリピン(31 件 15.3%)、ブラジル(22 件 10.8%)同業種で全体の約８割を占める。

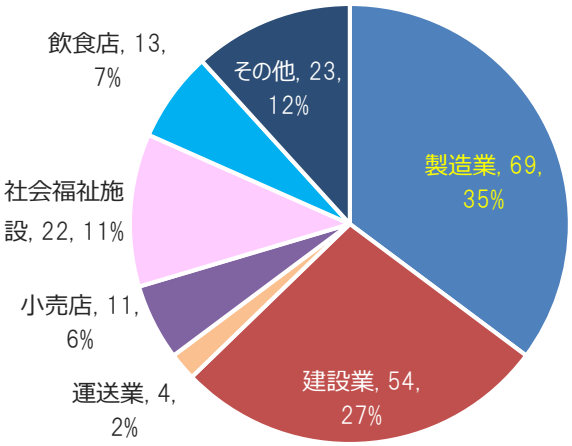

(3) 高年齢労働者

ア　年代別構成比率の推移

死傷者数を被災者の年代別に区分し、経年変化をみると、2008 年から 50 代が多かったが 2011 年からは 60 台以上の被災率も高くなってきている。2016 年以降は６０代以上が占める割合が高くなってきている。２０１２年から３０代が占める割合が極端に減り、代わりに２０代の割合が増えてきている。２０２２年においては２０代が被災する割合が最も高い傾向となった。

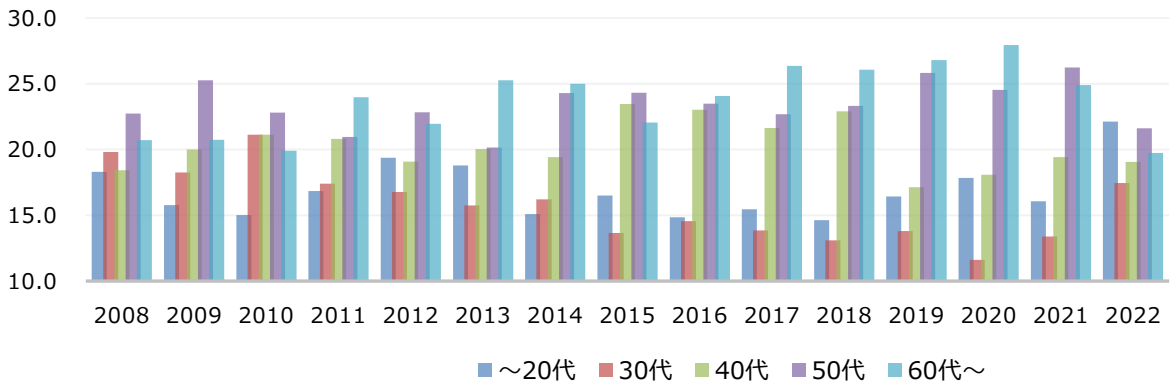

イ　業種別被災者の年代割合

１３次防期間中における業種別、被災者の年代別の割合で災害が多発している各業種で最も割合が高いのは、製造業、陸上貨物運送事業、社会福祉施設では５０代、建設業、飲食店が～２０代、小売業では６０代となっている。

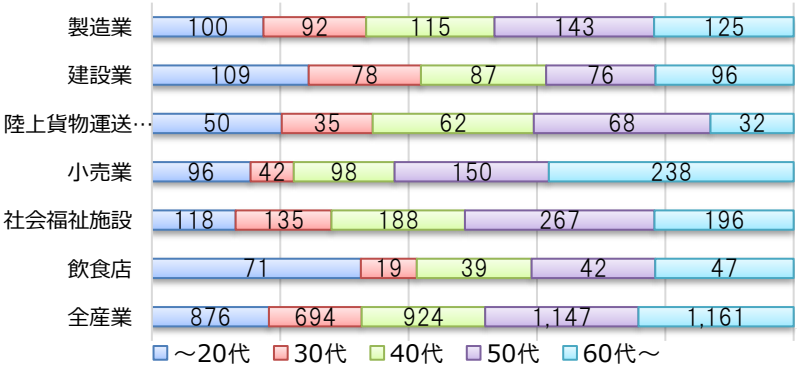

	～20代	30代	40代	50代	60代～
製造業	17.4	16.0	20.0	24.9	21.7
建設業	24.4	17.5	19.5	17.0	21.5
陸上貨物運送事業	20.2	14.2	25.1	27.5	13.0
小売業	15.4	6.7	15.7	24.0	38.1
社会福祉施設	13.1	14.9	20.8	29.5	21.7
飲食店	32.6	8.7	17.9	19.3	21.6
全産業	18.2	14.5	19.2	23.9	24.2

第２　具体的な対応状況等

１　重点とする業種や災害の型

（１）製造業

【目標】
はさまれ・巻き込まれ災害による死傷者数を 2017 年と比較して 2022 年までに 10%減少させる。

ア　現在の施策

災害発生件数の多い食料品製造業と金属製品製造業を主な対象として、「動力機械によるはさまれ・巻き込まれ」、「動力機械による切れ・こすれ」による災害防止を重点に対策を推進する。そのため、「機械の包括的な安全基準に関する指針」に定められた、製造者から使用者に対する機械の使用上の情報の提供、使用者における追加防護策の実施、使用者から製造者への情報の提供が確実に行われるよう周知・指導を行っている。

特に災害が多発している食料品製造業と金属製品製造業を主な対象として、「動力機械によるはさまれ・巻き込まれ」、「動力機械による切れ・こすれ」による災害防止を重点に対策を推進している。

① 食料品製造業

通常運転中の機械において、稼働した状態で異物の除去を行うこと、および清掃時等に機械の運転停止がなされていないこと等による挟まれ災害が多いことから、食品加工機械の安全な使用方法等を浸透させるため、危険源、危険事象を含めた教育の徹底を図る。

② 金属製品製造業

機械による加工時の災害も多く発生していることから、定常作業時における機械の安全措置の徹底を図る

イ　現状評価

製造業のはさまれ災害は、11 次防期間中 230 件、12 次防期間中 185 件、13 次防期間中 146 件と減少傾向にあるが、食料品、金属製品業の災害発生件数は増減を繰り返し、重篤な災害が発生している。

ウ　問題点及び今後について

愛知労働局が実施した「機械包括指針に係る通信調査」によると、「機械ユー

ザーが新規機械設備の導入等の際に同指針によるリスクアセスメントを行うために、メーカーに対して残留リスク情報を積極的に求めている事業場は平均４割に留まっており、機械の安全確保のためには、メーカーとユーザーが情報を共有し、それぞれの立場でリスク評価とリスク低減を図るべきであるが、その情報共有及び接続が不十分であると危惧される。」とされている。

食料品製造においては、食品衛生に対するリスクアセスメントを実施している事業場がほとんどであり、金属製品製造業においては中小規模事業場でのリスクアセスメントは実施されていないことが多い。また、導入はされていてもすべての作業におけるリスクアセスメントまで実施している事業場は少ない。

事業場への「機械包括指針」による措置を引き続きあらゆる機会を通し周知指導していくことする。メーカーへの残留リスク情報等の提供等の指導は愛知労働局により行なわれるため、署としては適正なリスクアセスメントの導入を事業場への理解促進を図る。

（2）建設業

【目標】
墜落・転落災害による死傷者数を 2017 年と比較して 2022 年までに 10%以上減少させる。

ア　現在の施策

愛知労働局が実施している「建設工事関係者連絡会議」を受け、当署管内における公共工事発注者に対して「公共工事発注者会議」を実施し、建設業に係る労働安全衛生にかかる情報提供等を周知した。

また、高所作業時における墜落防止用保護具については、原則としてフルハーネス型とする規則改正がされたことから、規則改正前においては、墜落時の落下距離に応じた適切な保護具の使用の周知の啓発を行うとともに、規則改正後は、周知・指導の徹底を図った。

イ　問題点及び今後について

建設業の墜落・転落災害による死傷者数については、長期的には減少しているものの死亡災害は 13 次防期間中に３件発生するなど依然として発生している。足場に関する法改正もされるため周知を図り、引き続き墜落転落災害防止を図っていく。

また、近年、建設業においては、労働者の高齢化や技術者等の不足の問題等から、ＩＯＴ等を利用したフロントローディングへの機運が高まりつつあり、安全衛生管理についても、これらの変化に合わせ、従来の現場サイドで行う後追い型対策主流の手法から、設計段階や初期工程からのリソース投入による先取り型の管理へと移行していくことが望まれ、今後の行政指導等の場においても、これら業界の流れを踏まえた安全衛生管理の手法について適切に情報提供していくことが課題である。

愛知労働局が、これら新しい管理の形に通ずる、「安全経営あいち」の提唱を行っており、引き続きその普及と併せ推進を図ることに留意する。

（3）陸上貨物運送事業

【目標】
陸上貨物運送事業における死傷者数について、2017 年と比較して 2022 年までに、5%以上減少させる。

ア　現在の施策

陸上貨物運送事業においては、トラック等からの墜落・転落災害となっていることから「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知・指導を行っている。また、交通労働災害も多いことから「交通労働災害防止ガイドライン」の周知・指導も併せて行っている。

トラック協会との合同パトロールや事業者に対して上記集団指導を実施している。

イ　問題点及び今後について

トラック等からの「墜落・転落」災害による死傷者数については、減少がみられたが、「転倒」災害や「無理な動作」及び自分から飛び降りて被災する「激突」災害が増加した。交通労働災害については 11 次防から件数の変化はみられない。

今後、燃料コストの高騰、ドライバーの高齢化、人手不足等業界全体が課題を抱える中、労働災害の十分な減少が認められない状況が続いている

また、被災場所も配送先や荷主の敷地内で発生していることもあり適切な労働安全衛生管理を行き届けさせるためには、荷主との連携の下、作業把握を確実に行い、これに基づくリスクアセスメントを実施することが不可欠である。

引き続き、陸上貨物運送事業の事業者に対し指導を推進するとともに、荷主となる事業場への要請を行い、双方連携による適切なリスクアセスメントの推進を図っていく必要がある。

（4）転倒災害及び腰痛予防対策

【転倒災害　目標】
全産業における転倒災害による死傷者数については、2017 年と比較して、減少させ、毎年前年を下回る。

【腰痛予防対策　目標】
製造業、道路貨物運送業、商業及び保健衛生業を重点対象業種として、事業者団体等と連携しつつ、「職場における腰痛予防対策指針」の周知徹底を図るとともに、腰痛予防対策について雇入れ時教育等において確実に実施するよう指導する。

ア　現在の施策

転倒災害及び腰痛は全業種で発生しており労働災害の大きな課題の一つとなっている。

転倒災害の起因物として通路がほとんどを占めており、その要因としては通路上に置かれたものや段差に躓くものが大半を占め、次いで滑りやすい作業面で転倒するものとなっている。

これまで 4S（整理・整頓・清掃・清潔）や段差等への注意喚起を示すステッカー等による「危険の見える化」や作業内容に適した防滑靴の着用についての指導や、愛知労働局ホームページにある「STOP！転倒災害プロジェクト」をあらゆる機会に周知している。

イ　問題点及び今後について

転倒災害と腰痛を含む動作の反動災害を比較すると、下記の状況が認められる。これらを踏まえつつ、対象業種に合わせた周知指導を引き続き展開していく必要がある。

(ア) 転倒災害は、年齢が高まるとともに、発生件数及び重篤化も高まる傾向が顕著である。

(イ) 動作の反動の発生件数は 40 代をピークに、若年層、高年齢層ともそれより低い発生件数となっている。全体に、休業 14 日未満の軽傷が多くを占めているが、高年齢層の発生の場合、重篤化が目立つ傾向にある。

(ウ) 以上より、40 代未満の者は、身体のバランスを崩しても転倒せず、持ちこたえて軽傷の腰痛を発症し、50 代以上の者は転倒して重篤化する割合が高い傾向が推察される。

(エ) 転倒災害、腰痛のいずれも、製造業、道路貨物運送業、商業及び保健衛生業等で多発が認められる状況である。

(5) 小売業・社会福祉施設・飲食店貨物運送事業

【目標】
小売業、社会福祉施設及び飲食店の死傷者数について、2017 年と比較して 2022 年までに、5%以上減少させる。

ア　現在の施策

小売業、社会福祉施設、飲食店のいずれの業種も労働災害は増加している。

小売業では、個々の労働災害の発生頻度は低く、不休災害となるものが多いこと等から、安全衛生活動が低調である。

社会福祉施設では、個々の施設においては、安全衛生に取り組む人員や予算も少ないなど安全衛生管理体制が脆弱である。

飲食店においては、食品衛生に対する意識は非常に高いものの、労働安全衛生に対する意識や取り組みは低調である。

いずれの業種も、個々の店舗（施設）では、安全衛生管理体制が脆弱であること等から、本社主導による店舗の安全衛生意識の高揚を図ることが必要であることから、多店舗展開する企業については、店舗を含む企業全体として、安全衛生管理体制の確立・強化に計画的に取り組むよう本社に対して事業場単位の取り組みに加え、企業単位での労働災害防止対策の徹底を指導している。

愛知労働局では県内に本社を有する企業を構成員として「+Safe 協議会」を設置し、運営している。企業側の問題意識を探り、自主的な安全衛生管理が導入されるよう支援を行っている。当該協議会において企業が自主的な安全衛生管理の一部が各店舗（施設）へと情報提供されているか署において確認をしている。

イ　問題点及び今後について

小売店、飲食店は各店舗等で店長が安全衛生業務を兼務しており、副店長等複数のスタッフを置いているところは少数である。また、一定の期間ごとの異動等により、安全衛生を知るスタッフが少なくなることが危惧される。

管内の「+Safe 協議会」に参加していない企業に対し、協議会への参加を促す「+Safe 育成支援」枠、県内に本社等を有さない企業から情報収集等を行う「+safe-Like 育成支援」枠、それぞれの企業へ働きかけを行っていく。

３　重点対策以外の対策等

（１）高年齢労働者対策、外国人労働者対策、派遣労働者対策

ア　現在の施策

高年齢労働者対策として、高齢社会への移行に伴い、労働者も高齢化し、身体機能は低下し、労働災害の発生リスクは高くなっていることから、作業負担の程度を把握し、作業負担を軽減するなど高年齢労働者の特性に配慮した職場環境の改善を図るよう「高年齢労働者に配慮した職場改善マニュアル」等を活用し、労働災害防止対策を推進している。また、個別・集団指導には「高年齢労働者の安全と健康の確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を周知し、高年齢労働者対策を図るよう指導している。

外国人労働者、技能実習生対策として、外国人労働者を雇用する事業場に対し、雇い入れ時・派遣受け入れ時の安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施、労働災害防止に関する標識･掲示の設置等の徹底を図るよう指導している。

イ　問題点及び今後について

現在、管内の製造業及び建設業においては、外国人技能実習生が就労している。技能実習制度の改変が予定されているところであり、今後の外国人労働者への対応等情報に注視しつつ、引き続き関係事業場へ各指針の周知を図り労働災害防止を図る。

（2）過労死等の防止等労働者の健康確保対策の推進

【目標】

過重労働による脳・心臓疾患等の発症リスクの高い労働者を見逃すことのないよう､健康診断の結果「血中脂質」等に異常の所見がある労働者については、医師の意見を聴取し、必要に応じ労働時間の短縮等就業上の措置を講ずるよう周知指導するとともに、長時間労働者に対する医師による面接指導の確実な実施などの健康確保措置の徹底を図る。

名古屋東労働基準監督署における脳心臓疾患の労災給付状況

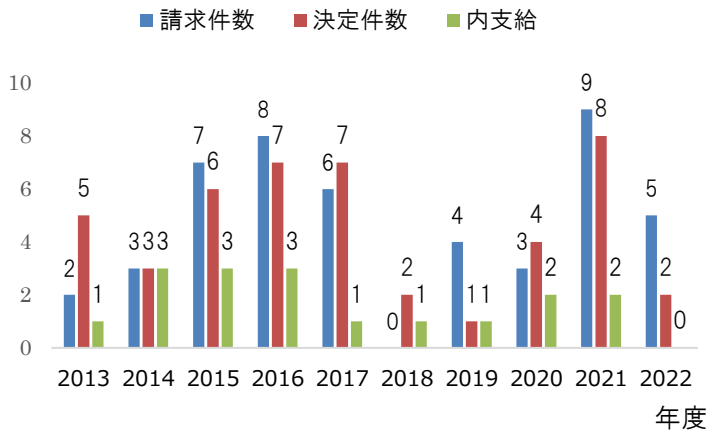

ア　現在の施策

平成 28 年より厚生労働省が実施している「『過労死等ゼロ』緊急対策」を踏まえ、精神障害に関する労災支給決定が行われた事業場及び企業の本社事業場に対するメンタルヘルス対策の特別指導等を実施している。

また、事業場指導等のあらゆる機会に、健康診断結果に基づく医師からの意見聴取及び事後措置の実施徹底、長時間労働者に対する医師による面接指導とその結果に基づく事後措置の実施徹底、ストレスチェック制度の総合的な定着等を図り、労働者の心身の健康確保のための総合的かつ継続的な取組を求めている。

イ　問題点及び今後について

労働者の心身の健康確保は、事業者の責務として、総合的かつ継続的に行われるべきであるが、労災支給決定事案等に対する個別対応に終始し、予防的措置や、そのための仕組みの整備に至っていない。このため、事業場指導等の際には、事後対応のみでなく、予防的措置及び仕組みの整備が重要である旨、丁寧に説明する必要がある。

（3）メンタルヘルス対策

【目標】

事業場におけるメンタルヘルス対策について、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組を引き続き推進するとともに、ストレスチェック制度の周知・徹底を図る。

また、職場におけるパワーハラスメントによるストレス要因を解消し、労働者が健康で意欲をもって働けるようにするため、パワーハラスメント防止対策を推進する。

【目標】2020.6.29 改訂

① メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を計画期末において80%以上とする。

② ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする。

③ メンタルヘルス指針に基づく４つのメンタルヘルスケアの手法について普及促進を図り、これらに取り組んでいる事業場の拡大を図る。

④ 労働者数50人以上の事業場に対してストレスチェックとその結果に基づく面接指導、集団ごとの集計・分析及び職場環境の改善等を含めた、ストレスチェック制度の総合的な定着を図る。50 人未満の事業場に対し、ストレスチェック制度についての理解浸透及び取組促進を行う。事業場におけるメンタルヘルス対策について、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組を引き続き推進するとともに、ストレスチェック制度の周知・徹底を図る。

また、職場におけるパワーハラスメントによるストレス要因を解消し、労働者が健康で意欲をもって働けるようにするため、パワーハラスメント防止対策を推進する。

ア　現在の施策

メンタルヘル対策に取り組んでいる事業場の状況

	ストレスチェック		集団分析		労働者数50人以上事業場数
	実施事業場	実施率	実施事業場	実施率	
2018年	795	82.9%	646	67.4%	959
2019年	857	86.0%	718	72.0%	997
2020年	817	84.0%	686	70.5%	973
2021年	805	82.5%	687	70.4%	976
2022年	674	68.1%	571	57.7%	990

＊2022 年においては事業場より報告される「心理的な負担の程度得お把握するための検査結果報告書」の提出が大幅に遅れたことにより入力締切日までに入力できなかったことにより「実施率」が低く集計されている。

目標①②④は各年を通じ概ね達成した。

しかし、2019 年をピークに実施率の低下がみられる。

イ　問題点と今後について

（ア）ストレスチェック実施率及び集団分析実施率が 2020 年以降 2 年連続で低下している状況に歯止めをかけることが喫緊の課題である。また、局アンケート結果より、労働者数 50 人未満の事業場において、メンタルヘルス指針と４つのケア、職場復帰支援の手引き等の認識率が低調であることから、これらを向上させることが課題である。

（イ）第三次産業等、メンタル不調者の発症が多い業種を重点として、効果的な広報等を行う必要がある。

（ウ）報告書の入力処理が適切にできなかったことにより。データーに反映されず、データーに齟齬が生じることから、報告書の督促並びに入力処理を適切に行う。

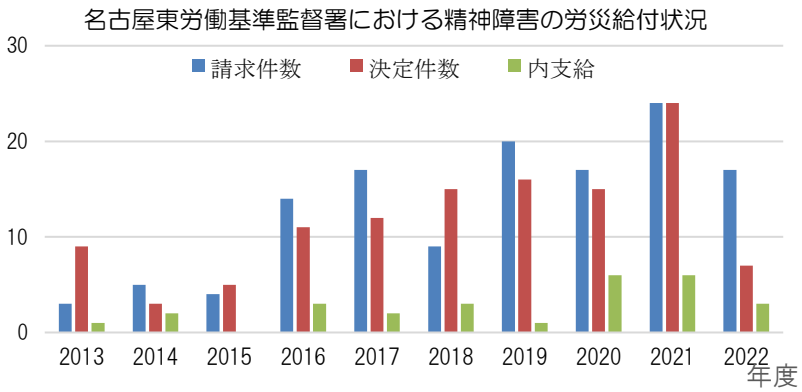

（4）治療と仕事の両立支援の推進

【目標】

疾病を抱える労働者が治療を受けながら就労を継続できる職場環境を整備することにより、その能力を発揮できる社会を実現することが求められている。

疾病を抱える労働者の就労の継続に当たっては、職場において就業上の措置や治療に対する配慮が適切に行われる必要があることから、「治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発を図る。

今後も引き続き「治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発を図っていく。

（5）熱中症予防対策

【目標】

製造業、建設業、道路貨物運送業、警備業などにおいて、屋内外を問わず発生していることから、これらの 4 業種を重点業種として、暑さ指数や気温の把握、熱順化の取り組み等の周知を図る。

ア　現在の施策

熱中症予防は、早期取組が特に有効であることから、各年、５月を重点として業界団体及び労働災害防止団体へ要請を行った。また、監督・個別・集団指導時はもちろんのこと窓口来所者に対しても愛知局作成のリーフレットを配布し予防対策等の周知を行った。

	12次防（12）					13次防（34）				
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
全産業	2	1	0	4	5	3	4	15	5	7
製造業					2			3	1	1
建設業		1		3			1	3	2	4
陸上貨物運送事業					1		1	2	1	
商業						1	1	1		
通信業					1			1		
教育研究業								1		
保健衛生業								1		
接客娯楽業						1	1	1		
清掃業				1		1				1
警備業	2							2		
その他					1				1	1

イ　問題点及び今後について

今後も予防対策への早期取組の必要性を周知するとともに、症状及び予防、対処についての正しい知識、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえた予防手法等、必要事項について情報を発信し、効果的な周知啓発を図る必要がある。

（6）化学物質等による健康障害防止対策

【目標】

当署において策定した「化学物質 5 か年計画」に基づき化学物質のリスクアセスメントによる自主的な化学物資管理を促進させるため、事業者と労働者がラベル表示及び安全データシート（SDS）により、化学物質に危険性や有害性の情報の確実な確認の徹底を図る。さらに、危険性や有害性が明らかでない代替物質を安易に用いることなく、化学物質のリスクを的確に把握し管理するよう啓発・指導する。

特に、リスクアセスメントの結果に基づくばく露防止措置の徹底と、雇入れ時の教育等による労働者自身の化学物質情報の理解と保護具の適切な使用を促進する。

また、機械設備の老朽化に伴う化学物質の漏えい事故、第 3 次産業における誤った取り扱い、排気ガスや燃焼ガスに含まれる一酸化炭素による中毒などの防止対策について啓発指導を行う。

ア　現在の施策

当署において策定した「化学物質５か年計画」に基づき化学物質のリスクアセスメントによる自主的な化学物資管理を促進させるため、監督・個別・集団指導により上記目標に取り組んだが、監督・個別指導は計画した件数は未達成であった。集団指導においては計画どおり実施した。

イ　問題点及び今後について

新たな化学物質管理体系への移行に向けた課題として、集団指導等に参加できなかった事業場への周知が早急に必要である。引き続き、集団指導等での周知を図る。

（7）粉じん障害防止対策

【目標】

粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守および自主的な粉じんによる健康障害を防止するための取組を推進する。

なお、粉じんの発生するトンネル工事現場については、引き続き粉じんの発散抑制や防じんマスクの適切な使用、時間外労働の制限（２時間程度）等について指導を実施し、トンネル工事に従事する労働者の健康確保対策を図る。

ア　現在の施策

署の「第９次粉じん障害防止総合対策推進計画」に基づき指導等を行っている。名古屋東署管内の 13 次防期間中の新規じん肺有所見者は９件で建設業８件、教育業１件であった。粉じん作業の内容は「鉱物切断」６件、「石綿」２件、「アーク溶接」１件である。

新規じん肺有所見者は 11 次防期間中 43 件、12 防期間中 14 件と近年減少傾向にある。

イ　問題点及び今後について

新規有所見者の作業は、11 次防、12 次防では「材料等の混合作業」によるものが多かったが、事業場による自動化により有所見となるものが減少している。現在はアーク溶接及び動力研磨作業に従事する者による有所見が危惧され

る。

これらは、いずれも作業環境管理とともに、防じんマスクによるばく露防止が不可欠な作業である。

また、新たに規制が始まった屋外粉じん作業に係る防じんマスクの着用に係る、作業の有所見者発生も高位となっている。

建設業のじん肺有所見者の健診履歴等をみると、じん肺健康診断はじん肺法第８条により実施しているものと思われるが、じん肺法第 12 条の事業者によるエックス線写真等の提出がされていない事業場がみられる。

今後、屋外粉じん対策を含めた呼吸用保護具の適切な使用及びその基礎となる作業環境管理、作業管理、健康管理の推進について、引き続き指導等を行っていく。

（8）石綿ばく露防止対策

【目標】

石綿が用いられている建築物の解体工事の増加が見込まれるため、石綿の使用の有無の調査が十分に行われ、適切に石綿ばく露防止措置が講じられるよう指導を行う。

また、自治体等と情報を共有し、不適切な事案を把握した場合厳正な対応を行う。

さらに、建築物の解体工事の発注段階における石綿ばく露防止のための配慮も重要であることから、発注機関との連携を図る。

ア　現在の施策

石綿等の除去作業等に係る計画届、作業届の受理を契機に、事前調査及びばく露・飛散防止措置の実施について指導を行っている他、下記のとおり関係自治体等と情報共有し、必要な指導を行っている。

大気汚染防止法関係による地方自治体との連携により立ち入り調査の調整や建設リサイクル法関係による関係機関との合同パトロールを実施している。

イ　問題点及び今後について

上記の取組とともに、令和２年７月１日付け公布の改正石綿障害予防規則等の周知及び遵守徹底のため、関係事業者に対し、引き続き集団指導等を実施していく必要がある。

（9）企業単位での安全衛生活動の取り組み推進

【目標】
労働災害の防止には、企業のトップ等の関与が重要であることから、「労働安全衛生」を企業の経営方針の中に位置づけるよう推奨するとともに、労働災害防止団体等と連携し、「安全衛生マネジメントシステム」、「安全衛生優良企業公表制度」の普及促進を図る。

ア　現在の施策

愛知労働局独自の取組として、従前から「論理的な安全衛生管理の推進・定着」を目標に「危なさと向き合おう」をキャッチフレーズとして、リスクアセスメントの普及促進を図ってきた。2021 年度に「リスクアセスメント推進事業場宣言」制度が創設され、安全衛生水準向上に向けた経営トップの決意結集を期すこととした。

同制度の要件の一つとして、リスクアセスメントに関する集団指導受講等を課しており、併せて「リスクアセスメント出前講座」による受講の機会を提供することによって、事業場におけるリスクアセスメントの取組を一層促進し、もって管内全体の安全衛生管理水準の向上を図っている。

2022 年度より、経営の７つの視点、いわゆるＰＱＣＤＳＭＥ※注のうちの一つである安全「Ｓ」を、他の視点とともに一体的に管理することで、経営面の有利性を獲得できるとする「安全経営あいち」の理念を提唱し、その推進を図っている。なお、「安全経営あいち」のロゴマークに「リスクアセスメントを通じＰＱＣＤＳＭＥはひとつにできる。」をピン止めし、リスクアセスメントのプロセスは、経営視点の一体的管理の中核とできることを普及・浸透するよう併せて図っている。

イ　問題点及び今後について

あらゆる機会に「リスクアセスメント推進事業場宣言」制度を周知しているが宣言事業場が低調である。安全衛生管理の推進には、企業経営トップの関与が不可欠であることを念頭に、引き続き経営層への働きかけをねらい、施策展開を図っていく。

※注：Productivity＝生産性、Quality＝品質、Cost＝コスト・経済性、Delivery＝納期・生産量、Safety＝安全性、Morale＝モラール、Enviroment＝環境